

— 芦屋天神にて —

回覧印

# あしや

No. 15

芦屋市弘報

1951年

3月號



# 法律と條例

日本国憲法第九十五条の規定に基く芦屋国際文化住宅都市建設法をここに公布する

御名 御璽

昭和二十六年三月三日

内閣總理大臣 吉田 茂

## 法律第八号 芦屋国際文化住宅都市建設法

### (目的)

第一條 この法律は、芦屋市が国際文化の立場から見て恵まれた環境にあり、且つ住宅都市としてすぐれた立地条件を有していることにかんがみて、同市を国際文化住宅都市として外国人の居住にも適合するように建設し、外客の誘致ことにその定住を図り、わが国の文化観光資源の利用開発に資し、もつて国際文化の向上と経済復興に寄与することを目的とする。

### (計画及び事業)

第二條 芦屋国際文化住宅都市を建設する都市計画(以下「芦屋国際文化住宅都市建設計画」という)は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第一条に定める都市計画の外、国際文化住宅都市にふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

外、国際文化住宅都市にふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

第二條 芦屋国際文化住宅都市を建設する事業(以下「芦屋国際文化住宅都市建設事業」という)は、芦屋国際文化住宅都市建設計画を実施するものとする。

第三條 芦屋国際文化住宅都市建設事業は、芦屋市の市長が執行する。

第四條 芦屋市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、芦屋国際文化住宅都市を完成することに努め、断続の活動をしなければならぬ。

### (事業の援助)

第四條 国及び地方公共団体の関係諸機関は、芦屋国際文化住宅都市建設事業が第一条の目的にたらし重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を与えなければならない。

### (特別の助成)

第五條 国は、芦屋国際文化住宅都市建設事業の用に供するため必要があると認めるときは、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十八条の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に對し、普通財産を讓与することができる。

和二十三年法律第七十三号)第二十八条の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に對し、普通財産を讓与することができる。

### (報告)

第六條 芦屋国際文化住宅都市建設事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するように努め、少くとも六箇月ごとに建設大臣にその進行状況を報告しなければならない。

第七條 内閣總理大臣は、毎年一回国会に對し、芦屋国際文化住宅都市建設事業の状況を報告しなければならない。

### (法律の適用)

第七條 芦屋国際文化住宅都市建設計画及び芦屋国際文化住宅都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)及び都市計画法の適用があるものとする。

### 附 則

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

第二條 この法律施行の際、現に執行中の芦屋特別都市計画事業は、これを芦屋国際文化住宅都市建設事業とみなす。

第三條 この法律は、日本国憲法第九十五条の規定により、芦屋市の住民の投票に付するものとする。

## 各 大 臣 副 署

### ○芦屋市條例第一号

第一條 道路その他公共の場所に集会若しくは集団行進を行おうとするときは、又は場所のいかんを問はず集団示威運動を行おうとするときは、公安委員会の許可を受けなければならない。但し、次の各号に該当するような公共の安寧秩序を維持する上に直接危険を及ぼさないと認められる場合は、この限りでない。

一、学生、生徒その他の遠足、修学旅行、体育、競技

二、通常の冠婚、葬祭等慣例による行事

三、前号の主催者が芦屋市以外に居住するときは、芦屋市内の連絡責任者の住所、氏名

三、集会、集団行進又は集団示威運動の日時

四、集会、集団行進又は集団示威運動の進路、場所及びその略図

五、参加予定団体名及びその代表者の住所、氏名

六、参加予定人員

七、集会、集団行進又は集団示威運動の目的及び名称

八、公安委員会は、前条の規定による申請があつたときは、集会、集団行進又は集団示威運動の実施が公共の安寧を保持する上に直接危険を及ぼすと明らかに認められる場合の外は、これを許可しななければならない。但し、次の各号に關し必要な条件をつけることができる。

一、官公廳の事務の妨害防止に關する事項

二、じゅう器、きよう器、その他の危険物携帯の制限等

三、交通秩序維持に關する事項

四、集会、集団行進又は集団示威運動の秩序保持に關する事項

五、夜間の静ひつ保持に關する事項

六、公共の秩序又は公衆の衛生を保持するためやむを得

る事項

七、その他必要な業務

八、その他必要な業務

九、その他必要な業務

十、その他必要な業務

十一、その他必要な業務

十二、その他必要な業務

十三、その他必要な業務

十四、その他必要な業務

十五、その他必要な業務

十六、その他必要な業務

十七、その他必要な業務

十八、その他必要な業務

十九、その他必要な業務

二十、その他必要な業務

二十一、その他必要な業務

二十二、その他必要な業務

二十三、その他必要な業務

二十四、その他必要な業務

二十五、その他必要な業務

二十六、その他必要な業務

二十七、その他必要な業務

二十八、その他必要な業務

二十九、その他必要な業務

三十、その他必要な業務

三十一、その他必要な業務

三十二、その他必要な業務

三十三、その他必要な業務

三十四、その他必要な業務

會計分讓住宅建設費更生予算の件

一、昭和二十五年度芦屋市打出芦屋共有山追加予算の件

一、昭和二十四年度芦屋市一般會計及び特別會計歳入歳出決算認定の件

○市告示第6号(二月二十四日)

昭和二十六年二月二十七日芦屋市役所に招集する臨時市会に附議すべき事件に左記事件を追加する。

記

一、例月出納検査結果報告の件

一、例月及び臨時出納検査結果報告の件

○市告示第7号(二月二十七日)

昭和二十六年二月二十七日日本市会の議決を経て芦屋市立図書館設置条例を別紙の通り定める。

○市告示第8号(二月二十七日)

昭和二十六年二月二十七日日本市会の議決を経て芦屋市立図書館設置条例を別紙の通り定める。

○市告示第9号(三月一日)

昭和二十六年二月二十七日日本市会の議決を経て昭和二十五年芦屋市追加更正予算及び特別會計分讓住宅建設費更生予算の要領は左記の通りである。(略)

ない場合の進路、場所又は日時の変更に關する事項

2 公安委員会は、前項の許可をしたときは、申請書の一通にその旨を記入し、特別の事由のない限り集会、集団行進又は集団示威運動を行う日時の二十四時間前までに、主催者又は連絡責任者に交付しなければならない。

3 公安委員会は、前二項の規定にかかわらず、公共の安寧を保持するため緊急の必要があると明らかに認められるに至つたときは、その許可を取り消し又は条件を変更することができる。

4 公安委員会は、第一項の規定により不許可の処分をしたとき、又は前項の規定により許可を取り消したときは、その旨を詳細な理由をつけて、すみやかに市議会に報告しなければならない。

第四條 警察長は第一条の規定第二條の規定による記載事項、前条第一項但書の規定による条件又は同条第三項の規定に違反して行われた集会、集団行進又は集団示威運動の参加者に対して、公共の秩序を保持するため、警告を發しその行為を制止し、その他違反行為を是正するにつき必要

な限度において所要の措置をとることができる。

第五條 第二条の規定による許可申請書に虚偽の事実を記載してこれを提出した主催者及び第一条の規定、第二条の規定による記載事項、第三条第一項但し書の規定による条件又は同条第三項の規定に違反して行われた集会、集団行進又は集団示威運動の主催者、指導者又は煽動者は、これを一年以下の懲役若しくは禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

第六條 この條例の各規定は、第一条に定めた集会、集団行進又は集団示威運動以外に集會を行う権利を禁止し、若しくは制限し、又は集會、政治運動を監督し若しくはブランクアウト、出版物その他の文書、図画を檢閲する権限を公安委員会、警察吏員、警察職員又はその他の市の吏員若しくは職員に与えるものと解釈してはならない。

第七條 この條例の各規定は、公務員の選挙に關する法律に矛盾し、又は選挙運動中における政治集會若しくは演説の事前の届出を必要ならしめるものと解釈してはならない。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

○芦屋市條例第二号

芦屋市立図書館設置條例

第一條 図書館記録その他必要な資料(以下「図書館資料」という)を収集し整理し保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として芦屋市立図書館(以下「図書館」という)を設置する。

第二條 図書館は芦屋市前田町一番地におく。

第三條 図書館の活動を十分にするため、必要があるときは図書館の分館、閱覽所、配本所を置くことができる。

第四條 図書館は第一条の目的を達成するため左の各号の業務を行うことができる。

一、図書館資料の収集、整理、保存及び利用に關する業務

二、自動車文庫、貸出文庫の巡回

三、映寫班、レコード音楽班の巡回

四、読書會、研究会、鑑賞會、映寫會、資料展示會等の主催及び奨励

五、館報その他読書資料の発行及び頒布

六、時事に關する情報及び参

考資料の紹介、並びに提供

七、その他必要な業務

第五條 図書館の職員定数は芦屋市職員定数條例による。

第六條 入館料その他図書館資料の利用に對する対価は徴収しない。但し図書館資料を紛失し毀損した場合又は返納期限を守らなかつた場合には損失補償金を徴収する。

第七條 この條例に定めるものの外図書館の設置及び運営に關し必要な事項は別に定める。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

○市告示第5号(二月十九日)

左記事件につき昭和二十六年二月二十七日芦屋市役所に臨時市会を招集する。

記

一、市有地払下の件

一、土地買収の件

一、芦屋市立図書館設置條例設定の件

一、昭和二十五年芦屋市追加予算の件

一、昭和二十五年芦屋市特別會計競馬費追加予算の件

一、昭和二十五年芦屋市特別會計競馬費追加予算の件

○市告示第6号(二月二十四日)

昭和二十六年二月二十七日芦屋市役所に招集する臨時市会に附議すべき事件に左記事件を追加する。

記

一、例月出納検査結果報告の件

一、例月及び臨時出納検査結果報告の件

○市告示第7号(二月二十七日)

昭和二十六年二月二十七日日本市会の議決を経て芦屋市立図書館設置条例を別紙の通り定める。

○市告示第8号(二月二十七日)

昭和二十六年二月二十七日日本市会の議決を経て芦屋市立図書館設置条例を別紙の通り定める。

○市告示第9号(三月一日)

昭和二十六年二月二十七日日本市会の議決を経て昭和二十五年芦屋市追加更正予算及び特別會計分讓住宅建設費更生予算の要領は左記の通りである。(略)

○市告示第10号 (三月一日)  
 昭和二十六年二月二十七日日本  
 市会の議決を経た昭和二十五年  
 度芦屋市打出芦屋共有山追加予  
 算の要領は左記の通りである。  
 (略)

市議會だより

臨時市議會 (二月二十七日)  
 ○報告監第2号 一、例月出納  
 検査結果報告の件。二十五年  
 十二月分例月出納検査を執行  
 しその出納に誤りがないこと  
 を認めたものである。(承認)  
 ○報告監第3号 一、例月及び  
 臨時出納検査結果報告の件。  
 二十六年一月分例月出納検査  
 及び二十五年第一回臨時出  
 納検査を執行して、その出納  
 に誤りがないことを認めた報  
 告である。(承認)  
 ○議案第9号 一、土地買収の  
 件。鉄筋コンクリート造賃貸  
 住宅用地並びに市民病院建設  
 候補地関係のもの。(可決)  
 ○議案第10号 一、土地買収の  
 件。城山遊歩道路敷地関係の  
 もの。(可決)  
 ○議案第11号 一、芦屋市立図  
 書館設置条例設定の件(可決)  
 ○議案第12号 一、市民病院建  
 設費起債の件。右目的に充當  
 するため金壱千万円を預金部  
 等より借入れる案。(可決)

○議案第13号 一、昭和二十五  
 年度市一般会計追加更正予算  
 (第九号) (可決)  
 ○議案第14号 一、昭和二十五  
 年度市特別会計地方競馬費追  
 加予算(第三号) (可決)  
 ○議案第15号 一、昭和二十五  
 年度市特別会計分譲住宅建設  
 費更正予算(第一号) (可決)  
 ○議案第16号 一、昭和二十五  
 年度打出芦屋共有山追加予算  
 (第三号) (可決)  
 ○議案第17号 一、集会、集団  
 行進及び集団示威運動に関す  
 る条例制定の件。(可決)

★常任委員会のほたらき

建設委員会 (二月十九日)  
 一、昭和二十五年土木費追加  
 更正予算の件。  
 一、三三五、七一四円を了承  
 二、その他  
 一、復興土地地区画整理地区内第  
 五工区打出春日町、小槌町  
 若宮町、南宮町、西蔵町) 換地  
 に対する用地買収の件(了承)  
 二、山手中学校新築工事に伴う  
 附帯工事につき報告の件。  
 三、上水道拡張工事計画案に關  
 する件。  
 ①計画案の概要  
 イ、給水人口及び給水量  
 ロ、水源並びに取水方法  
 ハ、浄水場  
 ②工事計画案(第一期工事)

イ、取水場 ロ、導水路  
 ハ、貯水池 ニ、浄水場  
 ③事業費(第一期工事)  
 九二、〇〇〇、〇〇〇円  
 ④財政計画案全額起債(但し  
 償還方法五ヶ年据置、十五  
 ヶ年賦、年利息六分五厘)  
 ⑤工事の期間約三ヶ年  
 右計画案を審議する。  
 民生経済委員会(二月二十日)  
 一、卸売市場について  
 二、中小企業融資について  
 融資斡旋の条件一部変更の件  
 三、市民病院建設について  
 本館及び病棟一棟、浴室を建  
 設、費用約一、五〇〇万円余  
 本館の設計については設計者  
 に将来増築を考慮する様申入  
 れること。

警察消防委員会(二月廿一日)  
 一、打出桶町巡査派出所新設  
 の件 建物(建坪延一三坪五  
 合)は寄附(伊藤忠)しても  
 らいその敷地(市有地)を補  
 公史跡西側に定め現在ある一  
 戸を取除き移転する事を了承  
 二、月若町新設、業平町増築  
 岩園駐在所事務所新設の件  
 いずれも昭和二十六年度予算  
 において審議中  
 三、消防署会議室新設の件  
 今後の全体計画を見通して研  
 究する。  
 四、消防自動車(ポンプ)購  
 入の件 起債関係を考慮して

善処する。  
 ○總務文教委員会(二月廿三日)  
 一、土地買収の件(城山遊歩  
 道路敷地関係)了承  
 二、市有地払下の件(神戸銀  
 行綜合グラウンド敷地)了承  
 三、芦屋市立図書館設置条例  
 設定の件 了承  
 四、昭和二十五年芦屋市追  
 加更正予算の件 追加更正額  
 二八、一七七、一三三円の更  
 正減を了承  
 五、昭和二十五年芦屋市競  
 馬事業費追加予算の件 追加  
 予算額三六、二九九、八八二  
 円を了承  
 六、昭和二十五年分譲住宅  
 費更正予算の件  
 了承  
 七、昭和二十五年芦屋市打  
 出芦屋共有山追加予算の件  
 追加予算額五一八、六三四円  
 了承  
 八、その他  
 一、官有地払下について 芦  
 屋市東芦屋町一六七番の二  
 九官有地六九八坪の件  
 二、打出桶町桶公碑西側市有  
 地を市警巡査駐在所敷地と  
 して使用を了承、駐在所建  
 設については株式会社伊藤  
 忠商店が負担。  
 三、兵庫県官立大学後援会  
 資金寄付及び県立尼崎工業  
 高専学校電気科新設に伴う

市教育委員会告示

告示第7号(二月十日) 芦屋  
 市教育委員会二月定例会を左記  
 の通り招集する  
 日時 昭和二十六年二月十三日午  
 後三時  
 場所 芦屋市教育委員会委員室  
 議案 一、昭和二十六年度予算  
 見積書について  
 二、教育委員会事務局人事委  
 員細則設定について  
 三、海水浴場土地管理の件  
 ○告示第8号(二月十九日) 芦  
 屋市教育委員会第四回臨時會を  
 左記の通り招集する  
 日時 昭和二十六年二月廿二日  
 午後四時  
 場所 芦屋市教育委員会委員室  
 議案 一、昭和二十六年度教育予  
 算見積書について  
 二、教育委員会所管にかゝる  
 教育機関の事務監査について  
 ○告示第9号(三月七日)  
 芦屋市教育委員会三月定例会を

☆市議會議員4月23日 縣議、知事4月30日☆

地方選挙の心得帳



芦屋天神の狗犬

A 立候補者へ御注意

- 1 重複立候補はできません
- 2 資格審査期日  
市議會議員、県議會議員 3月16日~25日  
知事 3月16日~25日(予定)
- 3 立候補届出 選挙告示日(4月3日の予定)から選挙日前10日迄
- 4 供託金 知事(3万円) 県議(1万円) 市議(5千円)

B 有権者へ御注意

- 1 選挙人名簿の登録をよく確認して下さい。
- 2 市議會議員選挙の補充選挙人名簿登録申請は4月3日~9日  
(県議及知事は4月20日~24日)
- 3 不在投票は選挙告示日からできます。

C 御不審や詳細の点はなるべく早く市選挙管理委員会へお尋ね下さい

左記の通り招集する

記

日時 昭和二十六年三月十日午  
 後四時  
 場所 芦屋市教育委員会委員室  
 議案 一、市立精道中学校々舎  
 補強柱取付工事について  
 二、芦屋市公立学校教職員辞  
 令式規則制定について  
 三、昭和二十五年教育費追  
 加予算について  
 四、芦屋市報酬費用弁償及び  
 実費弁償並びにその支給に關  
 する条例中改正条例について

市教育委員会より

〇二月定例会(二月十三日)

一、前回會議録の報告及び承認  
 二、議案  
 1、芦教委議案第25号  
 昭和二十六年教育予算見積  
 書継続審議  
 2、議案第26号  
 芦屋市教育委員会事務局人事  
 委員細則設定について  
 (附1芦屋市教育委員会所管  
 教育機関の市費職員採用試験  
 実施細則 2 調理士、給仕、  
 使丁等採用内規)  
 3、議案第27号  
 芦屋市海浜土地管理に関する  
 こと

昭和二十五年教育費追加更  
 正予算(第四回)  
 (以上可決)

三、協議事項

1、調理士採用について  
 2、社会教育委員の招集につ  
 いて  
 四、報告事項  
 1、栄養士採用について  
 2、学校建設陳情の状況  
 3、地方公務員法施行に伴う  
 条例設定について  
 4、完全給食実施状況視察  
 5、その他

〇第四回臨時會(二月二十二日)

一、議案  
 議案第29号 教育委員会所管  
 に係る教育機関の事務監査執  
 行について  
 議案第30号 昭和二十五年  
 末市立中、小、幼教職員の異  
 動方針について(以上可決)  
 二、協議事項  
 1 二十六年度市立学校校舎の  
 使用計画  
 2、社会教育委員の招集  
 三、報告事項  
 1、議案第25号の明年度予算  
 復活要求について  
 2、年度末行事予定  
 3、完全給食実施状況の視察  
 4、栄養師採用予定者失格に  
 伴い補欠繰上採用について

5、近畿二府四県地方教委協  
 議會出席状況について  
 6、県下市町村教委連絡協議  
 會出席状況について  
 7、行事報告  
 8、その他

〇三月定例会(三月十日)

一、前回會議録の報告と承認  
 二、議案  
 1、議案第31号精道中学校校  
 舎補強柱取付工事について、  
 三十万円の予算 (可決)  
 2、議案第32号本年度教育費  
 追加予算について(第五回)  
 計五九九、三六一円也 (可決)  
 3、議案第33号市公立学校教  
 職員辞令式規則制定について (可決)  
 4、議案第34号市報酬費用弁  
 償及び実費弁償並びにその支  
 給に關する条例中改正条例に  
 ついて (可決)  
 5、議案第35号市職員定数条  
 例中改正条例について、これ  
 は教育委員会事務局の定数吏  
 員一九、その他の職員五計二  
 四を一九及び七計二六とし、  
 又学校関係二四九を二五〇に  
 増員する案 (可決)  
 6、議案第36号市職員給与条  
 例中改正条例について、これ  
 は教育長の給料を昭和二十五  
 年法律第二九九号の基準によ

菟原郡に佐才郷というのがある。現今の武庫郡本山村の地域内である。延喜式神名帳に「佐才神社」というのが見えていたが、今その神社の跡方もなくなつたのは誠に遺憾至極な事である。思うにこの神社は魚崎町の北、雀の松原の中に在つたが現今の住吉川なるものが六甲山に大山崩があつて、此の川の流域を新に作つた際に流出したのもと思われ。元來住吉川は野寄村の西から御影の西なる石屋川の落ち口の所へ向つてその流域としていたものが、一朝の天災に今の如く一直線に流れたものである。住吉村には慈明寺流

郷土史話

佐才郷

故福原会下山人稿

内地の残りがあるのは、此の森の中断せられた一証である。又十年前前に鉄道拡張工事の際、川底より多くの武器を掘出した事がある。これは正慶二年赤松城合戦の時六波羅勢の大敗戦の所であるから、其の片付けの塚のあつた所へその土を土砂に覆われ川底となつたものと察せられる。それでこの石屋川なるものは正慶以後にあつたと思われるのである。石屋川は住吉川

国(京都府)天田郡大江山の南麓雀部郷である。(山代)(額田)(几内内)など皆同族で、その先は天津彦根命より出たものである。この族人は幽玄微妙の神語を細聞する故を以て神靈に奉仕する職分を掌つていたものである。佐佐貴山の君などの民族や(佐佐木)氏などの名は雀部氏の分脈である。神功皇后の摂政二年新羅の事変後、務古の港へ凱旋せられた時、御船の中に神意を占訪し玉うたところ広田、生田、長田の神靈憑り玉うて各々御神誨があつたのに依る。広田の神は山代根子命の女葉山比売を齋主として広田の高隈原(西宮市上ヶ原)に神奈備へ祀らしめ、又生田、長田の神の神靈は媛長比売をして長田(宇奈五)の神奈備に祀らしめ玉うたのである。雀部氏は当時社会上重要な職分に貢献するため丹波地方より南進してこの地方に居を占めたものであつた。本山村岡本の地に幾多の大小古墳の存在を見るのは、これ等貴族の奥津城と見るべきである。

★銃砲刀剣類を お持ちの方へ

銃砲刀剣類の所持者は三月三十一日までに県教育委員会へ従来の公安委員会発行の「所持許可書」を添え「登録書換申請

★ハイキングのお勧め

北摂、多田神社―満願寺―花屋敷(8キロ)3月25日(日)午前9時、阪急芦屋川集合参加自由(芦屋体協主催)

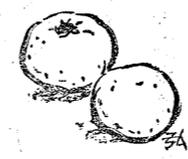
★社会教育委員が

かねてから新条例によつて委員が選衡されてきましたがこの程次のようにきまつて委嘱せられました。

- 石田庄吉、植田フミ、伊藤秀三、杉本義一、金井保、魚谷賀三、阪部由松、渡辺千恵、広瀬勝代、神田清、川越清、吉原治良、小島栄、増田稻三郎

◀主な内容▶

- ☆法律と条例.....2
- ☆告示.....3
- ☆市議会だより。教委より.....4
- ☆地方選挙心得帳.....5
- ☆佐才郷(郷土史話).....6
- ☆固定資産税とは.....7
- ☆地域給算定の概に.....8
- ☆芦屋向きの蔬菜園芸.....10
- ☆火災通報に御協力を.....11
- ☆各課だより。市政メモ.....12



解説

固定資産税の概要について

税務課

地方税法の画期的な改正によつて、市税のうち重要な財源として新しく固定資産税が創設せられ、昭和二十五年より実施となりました。

固定資産とは、土地、家屋及び償却資産を總称したものです。固定資産税の課税対象は土地(田、畑、宅地、山林、原野、雑種地等)家屋(住家、店舗、工場、倉庫、発電所、変電所等)及びこのたび新たに設けられた償却資産(ドック、橋、さん橋、軌道、貯水池、その他土地に定着する土木設備の外機械装置及び船舶、車輛、工具、器具備品等)につき、賦課期日に現在の所有者に課される税であります。

この税の課税標準はその年度の年の一月一日現在の固定資産課税台帳に記載されている価格であります。価格とは適正なる時価を意味するものであるが、今直ちに時価を算定することは不可能である関係上、昭和二十五年分及び昭和二十六年分の税額の算出は次の方法によります。

- 一、帳簿価格
- 二、資産再評価法の規定による再評価価格
- 三、納税義務者が申告した見積価格
- 四、資産再評価法の規定による再評価の限度額又はこれに相当する金額の百分の七十の額

固定資産税の税率は価格の百分の一・六で昭和二十五年分は徴税されていきます。

即ち土地にありては、旧土地

なお免税点は同一人が所有する土地、家屋及び償却資産の固定資産課税台帳に登録された価格の合計額が三万円未満であり、昭和二十五年分と昭和二十六年分とに限り土地、家屋償却資産のそれぞれの価格が一万円となつております。

固定資産税の賦課期日は当該年度の初日の属する年の一月一日であり、昭和二十五年分及び家屋に対しては四月一日現在です。

固定資産税の納期は平年度は次の通りです。

- 第一期 四月一日から同月三十日まで
- 第二期 六月一日から同月三十日まで
- 第三期 八月一日から同月三十一日まで
- 第四期 十一月一日から同月三十日まで

昭和二十五年分の納期は次の通りであります。

- 第一期 九月一日から同月三十日まで
- 第二期 十二月一日から同月三十一日まで
- 第三期 昭和二十六年二月一日から同月末日まで

固定資産税を課する償却資産の所有者は、毎年一月一日現在の所有する土地、種類、数量によつてその所在、耐用年数、見積価格、その他償却資産課税台帳の登録及び償却資産の価格の決定に必要な事項を一月十日までにその償却資産の所在の市長に申告することになります。

昭和二十六年分の償却資産の申告に限り二月二十日までに申告していただくことになっております。

昭和二十六年分分の固定資産税は、土地、家屋、償却資産ともにその課税標準となる価格の決定は前述の様に九月三十日までに価格を決定することになります。八月までの第三期分の税額は昭和二十五年分に基づき徴税されまして、第四期の最

終納期の十二月に価格の本決定を行いその税額に過不足が生じた場合は精算することになります。

従つて本市においては賦課期日たる一月一日現在の固定資産につき、実地調査により時価を評価し適正公平なる価格の決定を行うため、固定資産評価員を市長が選任し市の議会の同意を得て早急に設置することになっております。目下鋭意人選を考慮中でありその人員は一名であります。

固定資産評価員は固定資産を適正に評価して市長が行う価格の決定を補助することをもつて職務とします。評価員は固定資産の評価に関する専門的な知識や経験を有するものであつてその職責は重且つ大であるは勿論極めて公明、厳正な人格の持主であることが必要であります。

- 一、国会議員及び地方団体の議会の議員
- 二、地方団体の農地委員
- 三、固定資産評価審査委員会の委員

以上は今般改正になりました税法について概要を記述した次第であります。

春だ、光だ、木を植えよう「緑化運動」

三月十日―四月十日

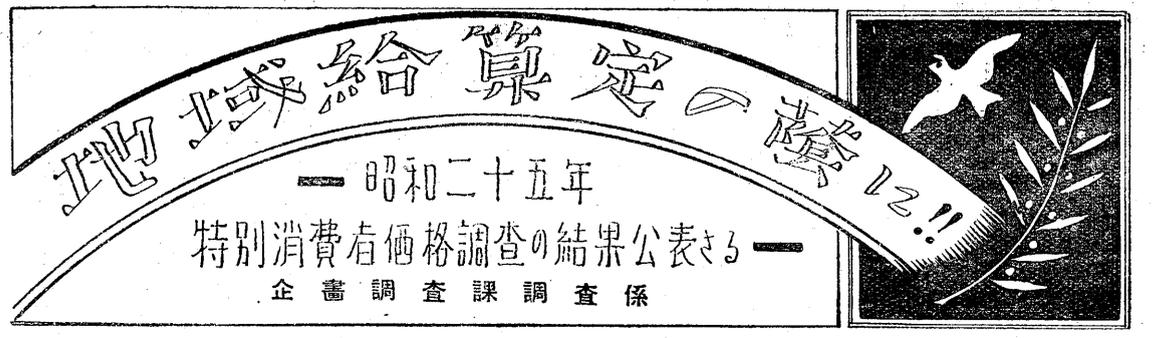
消費者物価地域差指数および市町別平均支出金額 別表1

都道府県	市町	地域差指数		一世帯当り支出金額		一人当り支出金額		備考
		総合指数	食料指数	平均支出金額 世帯人員	実数	実数	対東京 比率	
大阪府	豊中市	101.2	104.1	4.60	16,293	3,542	117.6	第1位
"	池田市	100.1	103.3	4.75	16,910	3,560	118.2	第2位
東京都	※東京	100.0	100.0	4.71	14,188	3,012	100.0	第3位
神奈川県	※藤沢市	99.9	101.8	4.94	14,177	2,870	95.3	第4位
静岡県	浜松市	98.6	101.8	4.89	17,491	3,577	118.8	第5位
兵庫県	芦屋市	98.5	101.3	4.38	16,831	3,843	127.6	第6位
"	※神戸市	96.3	97.0	4.71	13,259	2,815	93.5	
"	尼崎市	91.9	95.2	4.64	13,806	2,975	98.8	
"	姫路市	90.2	91.6	4.70	12,427	2,644	87.8	
"	西宮市	96.3	98.9	4.72	15,160	3,212	106.6	
"	明石市	92.4	93.1	4.61	12,482	2,708	89.9	
"	伊丹市	94.8	96.7	4.25	13,711	3,226	107.1	
"	洲本市	89.3	91.8	4.25	13,230	3,113	103.4	
"	相生市	89.3	91.5	4.94	13,226	2,677	88.9	
"	豊岡市	83.0	81.1	4.66	9,760	2,094	65.5	

※は現行消費者価格調査施行都市

一世帯当り一ヶ月間の費目別平均支出金額 別表2

都道府県	市町	平均世帯人員(人)	平均支出金額(円)	食料費										被服費	光熱費	住居費	雑費	貯蓄及び貯蓄費	消費見込み額
				合計	主食	非主食							その他						
						小計	魚類	肉類	野菜	調味料その他副食	菓子	果物							
大阪府	豊中市	4.60	16,293	8,813	3,155	5,658	1,027	1,150	590	1,249	1,008	634	2,356	677	706	3,741	1,417	1,267	
"	池田市	4.75	16,910	8,942	3,151	5,791	1,029	1,047	574	1,351	1,008	701	2,554	715	640	4,059	1,649	1,643	
東京都	東京	4.71	14,188	8,138	3,008	5,130	809	934	586	1,261	1,002	538	1,769	456	631	3,194	633	643	
神奈川県	※藤沢市	4.94	14,177	8,295	3,096	5,199	930	1,031	572	1,134	979	553	1,466	431	694	3,291	1,413	815	
静岡県	浜松市	4.89	17,491	8,835	3,580	5,255	959	563	633	1,496	901	703	3,059	735	1,122	3,740	967	677	
兵庫県	芦屋市	4.38	16,831	9,057	3,038	6,019	977	1,326	567	1,179	1,101	869	1,883	794	466	4,631	1,266	1,512	
"	※神戸市	4.71	13,259	7,465	2,894	4,571	855	757	539	1,105	846	469	1,403	513	718	3,160	777	917	
"	尼崎市	4.64	13,806	7,634	3,357	4,277	875	661	409	1,044	748	540	1,883	527	637	3,125	1,026	740	
"	姫路市	4.70	12,427	6,380	2,704	3,676	834	426	394	896	729	407	1,420	526	915	3,186	1,351	1,000	
"	西宮市	4.72	15,160	8,559	3,252	5,307	965	974	567	1,183	977	641	1,786	595	518	3,702	1,417	937	
"	明石市	4.61	12,482	6,722	2,954	3,768	780	504	436	948	715	385	1,604	491	471	3,194	897	724	
"	伊丹市	4.25	13,711	7,134	2,530	4,604	894	806	531	936	877	560	1,734	631	667	3,545	1,379	1,276	
"	洲本市	4.25	13,230	7,056	2,663	4,393	856	528	447	1,207	769	586	2,408	529	559	2,678	1,023	1,029	
"	相生市	4.94	13,226	6,691	3,171	3,520	902	288	353	853	724	395	2,267	622	553	3,093	2,073	649	
"	豊岡市	4.66	9,760	5,180	2,507	2,673	607	230	354	788	505	189	1,154	571	446	2,409	893	561	



今回、「昭和二十五年特別消費者価格調査」の結果を公表するにあたり、日夜、御奮闘された調査員、野田きみ、朝比奈嘉太郎、河合貞久、福井隆敏、桑原絹子、春名義男、(単位区順)の各氏、並びに調査対象世帯として、一ヶ月に亘る長期間、御協力下さった九十世帯の方々に対し、紙上を借りて御礼申し上げます次第である。

なお、この調査の結果、「地域給の算定」の貴重な資料になつた事を附記する次第である。

**一、特別消費者価格調査とは**

政府に於ては、昭和二十一年七月以降全国二八都市について消費者価格調査を実施しているが、同調査は戦後の国民生活ならびに消費者物価の趨勢を全国的に、総合的に把握することを目的とする調査であつて消費生活の地域的特色、物価水準の地方的差異を測るものとしては必ずしも充分でないのである。この欠点を補い、全国三五四市町に於いて、昭和二十四年五月初の特別消費者価格調査が行われ、更に季節的なたよりを補充するために十一月に第二次の調査が施行されたが、再び、昭和二十五年五月一日より同月末日迄の一ヶ月間に、第三回目

の調査がなされたのである。この調査では三三、二五〇世帯が対象となり、人口五万未満の市である本市では、副次任意抽出法によつて選定された九十世帯に対して調査が行われたのである。なお調査対象地域は次の通りである。

山手町、山芦屋町、上宮川町、打出桶町、岩園町、打出翠ヶ丘町、松ノ内町、月若町、打出春日町、津知町、平田町、打出浜町、打出西蔵町、呉川町

**二、お父ちゃんのお小遣は?**

調査員がこの調査で一番苦労したのは、「小遣」の記入である。奥さん方の困られたのは、「一山」幾らの魚や、「一丁」の豆腐等を、「目方」や「辨目」に一つ一つ測らねばならなかつたことである。調査対象の家庭は毎日、支出金額を次の様に分類し調査を行つた。

1、家計上購入した一切の品目(サービスを含む)食料費(配給か否かに別け)外食費、被服費(配給か否かに別け)光熱費(配給か否かに別け)住居費、雑費、負担費、貯蓄費に分類してその量と支出金額を記入した。

2、現物収入、家計に消費した物のみを勤め先から貰つたもの

の、自店の商品、又は営業用原材料、他家からのもらいもの、物交品、内職の札に分類して、その数量及び見積金額を記入した。

なお、調査員及び指導員は次の事項を調査した。

1、世帯人員、世帯主の職業及び住居に関する事項

2、特に指定した物資について、その市場価格を五月十五日現在で調査した。

**三、調査の結果は?**

1、物価消費者物価地域差指数を全調査市町についてみると、東京を一〇〇として、最高は大阪府豊中市の一〇一・二、最低は新潟県新潟市の七八・八、その間の開きは二・四ポイントである。

2、本市は九八・五で、全国第六位の物価の高い地域となつており、地域給が「二・五割」(阪神間最高)となつた主要な資料もこの調査に基づくものである。

註：地域給の結果は、真実の申告の重要性を物語つてい

る。

全市町平均指数は、昭和二十四年五月の八六・五、同年十一月の八七・一、今回公表の八八〇と漸次上昇しつつあるので、これは地域差指数が九〇

八〇台にある都市が回を追つて増加して行くのに反し、七〇台の都市は次第に減少して、町の場合も著しく八〇台に集中する傾向を示していることによるものである。

次に地方別に地域差指数の動きをみると、今回も近畿地方が最も高く、北海道、関東地方がこれに続いてゐる。近畿地方と最低の山陰地方との差は八・一ポイントにすぎない。本市に於ては、十三単位区を六名の調査員によつて、九十世帯を対象として調査を行なつたのである。

市場価格は大体、国鉄線より北部が高い結果となつてゐる。

2、支出金額

本市の一ヶ月平均支出金額は公表によれば、四・三八人で一六、八三一円であり、一人当り一ヶ月平均支出金額は、三、八四三円となる。

3、主要都市及び県下各都市との対比は別表1及び2参照

**特 消 談 話**

或る喫茶店の前で、  
彼氏「お茶でも飲もうぢやないか。」  
彼女「今日は駄目よ。」  
彼氏「何故」  
彼女「家は、特別消費者価格調査にあつてゐるのよ。ケイキの目方測れる?」

本日は芦屋にふさわしい蔬菜園芸についてお話ししたいと思います。園芸は、その前に一般の最近の蔬菜について述べてみます。蔬菜の需要は戦後漸次増加し供給もそれにつれて次第に増大して来ましたが、例えば東京の市場に於ては大体戦前以上に廻つてきました。而してその蔬菜の特徴は例えればキャベツにあつては四〇〇分、五〇〇分程度となり、その形状もすこし小さくなつてきて品質本位で又家庭向といふことになりました。之と同時に西洋蔬菜の栽培が普及してきて又その需用も増えてきました。したが就中セロリ、玉葱、馬鈴薯、キャベツ等は進駐軍方面の需用も頗る多い状況であります。

(2) 花やさい  
これは中華料理によく使われます。賞当り三十円位になつてからよく出る様になりました。が一般に西洋蔬菜については清浄栽培が望ましい。又西洋蔬菜の栽培の立地条件として生産地は需用地の近くで卅分行程以内なることが必要です。今までの生産地は箕面、有馬方面が盛であつたが、上述した交通の便から考へて当市は阪神の大都を控えて大麥有利な地位を占めていゝといふべきであります。花やさいの地質は砂地より多少粘土質の方がよいとされるので芦屋の如く大体砂地の多い所では工夫が在る。

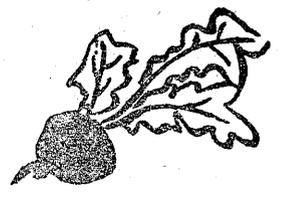
(3) 人蔘  
これは芦屋の土質に適當なものであると思われ。すなわち人蔘は砂地が良いのでありまして、播種は三月上旬が良い。もつとも最近耐寒性の強い品種が研究されており。金時人蔘はもつとも寒さに弱く抽葉(とらぢ)しやすくこれに反して三寸人蔘や五寸人蔘は比較的抽

(4) 芽きやべつ  
これは秋の終りから翌年の三ヶ月頃迄産する。早播は四月、遅くとも六月頃迄には播種すること

(5) パセリ  
これは砂地で悪く、フレーム栽培がよい。そうしないといふと葉がいたづらに大きくなつてあきが強く食用に供しがたくなります。

(6) 二十日大根  
一般に戦後の日本農業は人糞農業と云えるのであつてことに戦後の土地改革によつて、零細農業が増加して来るとますますその傾向が強くなつて来ています。なかんづく都市農業は人糞に依存している現状であります。が、芦屋の様に文化住宅都市を理想としている所は誠に不適當でありまして、清浄栽培が望ましいが、これは経費その他の点

### 芦屋にふさわしい蔬菜園芸について



青木技師 農試場 青木技師 農試場

「一手の遅れは千手の遅れ」と云われますが火事の場合でも「火事は最初の一分間」といわれる通り、最初の一分、二分で小火で消し止めるか、大火になるか、の勝敗が決つてしまふ。そこで火事の知らせ方について市民の皆様様に申述べ火災拡大の防止と被害の軽減を期したいと思ひます。

これは芦屋の土質に適當なものであると思われ。すなわち人蔘は砂地が良いのでありまして、播種は三月上旬が良い。もつとも最近耐寒性の強い品種が研究されており。金時人蔘はもつとも寒さに弱く抽葉(とらぢ)しやすくこれに反して三寸人蔘や五寸人蔘は比較的抽

つて一般通話ではできず又話中(火災受信中は別)もないの

でなければならぬ。にもかゝらず市民各位の中にはたゞ漫然とダイヤルを廻して居られるのが再三再四確認されます。それは市外通話申込みの一八番が往々一九番に入つて来ることです。これは一八の八を九と間違えている証拠で日に五回乃至十回はありまして、市民各位が如何にダイヤルの操作に注意がなされて居るかが判ります。機械は正直です。人間がする通りにしますから、普通通話の場合とは角、若しこのような不用意な電話の掛け方が火災急報の場合にあるとすれば、どんなことにもなります。市民の皆様考へて見て下さい。

火事があつた後よく聞くこと「火災通報には御協力を」  
火事を発見された人は直ぐに消防署へ一九番で急報しなればなりませんし電話のある方は火災通報のため駆込んで来る人にこれの使用について何時でも御協力方御願ひするものです。火事の知らせは一九番へ問合せや普通の電話は四六五〇番へ

## 火災通報に御協力を

### 芦屋市消防署消防保

「一手の遅れは千手の遅れ」と云われますが火事の場合でも「火事は最初の一分間」といわれる通り、最初の一分、二分で小火で消し止めるか、大火になるか、の勝敗が決つてしまふ。そこで火事の知らせ方について市民の皆様様に申述べ火災拡大の防止と被害の軽減を期したいと思ひます。

つて一般通話ではできず又話中(火災受信中は別)もないの

でなければならぬ。にもかゝらず市民各位の中にはたゞ漫然とダイヤルを廻して居られるのが再三再四確認されます。それは市外通話申込みの一八番が往々一九番に入つて来ることです。これは一八の八を九と間違えている証拠で日に五回乃至十回はありまして、市民各位が如何にダイヤルの操作に注意がなされて居るかが判ります。機械は正直です。人間がする通りにしますから、普通通話の場合とは角、若しこのような不用意な電話の掛け方が火災急報の場合にあるとすれば、どんなことにもなります。市民の皆様考へて見て下さい。

火事があつた後よく聞くこと「火災通報には御協力を」  
火事を発見された人は直ぐに消防署へ一九番で急報しなればなりませんし電話のある方は火災通報のため駆込んで来る人にこれの使用について何時でも御協力方御願ひするものです。火事の知らせは一九番へ問合せや普通の電話は四六五〇番へ

「火災通報の迅速化と重要性」前にも述べましたように、火事は最初の一分一秒の遅速によつて勝敗が決つてしまふものでありますから、何をしておも消防署へ急報することを忘れてはなりません。然し家人や隣近所の人達によつて初期防火に奮闘しなければならぬことは勿論でありまして、消防署への通報を忘れては火災拡大の公算が常に大きいのであります。消防署への通知を忘れたため、大事に至つた事例は沢山あります。中にはこれ位は私達の手で消そうという、火を侮つた考え方や、ひどいものになると、消防車が一台来たら罰金何円で、二台来るとそれは何れ位だと云うような根も葉もないデマに迷つて、姑息な手段で自分達

でなければならぬ。にもかゝらず市民各位の中にはたゞ漫然とダイヤルを廻して居られるのが再三再四確認されます。それは市外通話申込みの一八番が往々一九番に入つて来ることです。これは一八の八を九と間違えている証拠で日に五回乃至十回はありまして、市民各位が如何にダイヤルの操作に注意がなされて居るかが判ります。機械は正直です。人間がする通りにしますから、普通通話の場合とは角、若しこのような不用意な電話の掛け方が火災急報の場合にあるとすれば、どんなことにもなります。市民の皆様考へて見て下さい。

火事があつた後よく聞くこと「火災通報には御協力を」  
火事を発見された人は直ぐに消防署へ一九番で急報しなればなりませんし電話のある方は火災通報のため駆込んで来る人にこれの使用について何時でも御協力方御願ひするものです。火事の知らせは一九番へ問合せや普通の電話は四六五〇番へ

火事があつた後よく聞くこと「火災通報には御協力を」  
火事を発見された人は直ぐに消防署へ一九番で急報しなればなりませんし電話のある方は火災通報のため駆込んで来る人にこれの使用について何時でも御協力方御願ひするものです。火事の知らせは一九番へ問合せや普通の電話は四六五〇番へ

「火災通報の非常電話は一九番です」  
この電話は電話加入者の方からは消防署を呼出すことが出来るが、消防署の方から一般加入者を呼出すことはできない電話で、災害を急報するだけの火災専用電話であり、従

でなければならぬ。にもかゝらず市民各位の中にはたゞ漫然とダイヤルを廻して居られるのが再三再四確認されます。それは市外通話申込みの一八番が往々一九番に入つて来ることです。これは一八の八を九と間違えている証拠で日に五回乃至十回はありまして、市民各位が如何にダイヤルの操作に注意がなされて居るかが判ります。機械は正直です。人間がする通りにしますから、普通通話の場合とは角、若しこのような不用意な電話の掛け方が火災急報の場合にあるとすれば、どんなことにもなります。市民の皆様考へて見て下さい。

火事があつた後よく聞くこと「火災通報には御協力を」  
火事を発見された人は直ぐに消防署へ一九番で急報しなればなりませんし電話のある方は火災通報のため駆込んで来る人にこれの使用について何時でも御協力方御願ひするものです。火事の知らせは一九番へ問合せや普通の電話は四六五〇番へ

火事があつた後よく聞くこと「火災通報には御協力を」  
火事を発見された人は直ぐに消防署へ一九番で急報しなればなりませんし電話のある方は火災通報のため駆込んで来る人にこれの使用について何時でも御協力方御願ひするものです。火事の知らせは一九番へ問合せや普通の電話は四六五〇番へ

参考 消防法第二十四条  
火災を発見した者は遅滞なくこれを消防署又は市町村長の指定した場所に通報しなればならない。  
すべての人は前項の通報が最も迅速に到達するよう協力しなればならない。

# 各課だより

★供出優良者を  
讀えて  
昭和廿五年度  
主要食糧供出優  
良者の表彰式が  
二月二十一日午  
后市廳議事堂で  
行われました。

★寒風ついで  
第八回マラソン競走は小雪ち  
らつく三月四日(日)行われま  
した。今回の競走で来るべき駅  
伝競走の出場選手七名がきまり  
ました。選手は皆大はりきりで  
す。(教委、文化課)

★滞納の整理を  
税務課では三月廿二日から廿  
八日まで年度末の滞納税金の督  
促運動を展開します。主に過年  
度分の滞納を目標として努力し  
ようとするものです。(税務課)

★生産目標きまる  
昭和二十六年産米生産目標  
がきまりました。即ち基準産量  
五七七石、増産量一二石、生産目  
標数量五八九石で前年度よりも  
増加しています。農家の御奮闘

★度量衡器は正確ですか？  
市では市内各商店の度量衡器  
の検査をする。大体四月中に実  
施される予定です。(経済課)

★溢れる申込み  
市営住宅五六戸が竣工したの  
で二月廿六日から三月一日まで  
入居希望者の申し込みを受け  
ました。未だに解消せぬ住宅難  
を反映してか申込者は千名を越  
える状況でした。  
即ち 三条町一〇戸に対し申込  
み一五六人  
東山町一八戸〇三七九人

★農地委全國大會開かる  
二月二十六日東京神田の共立  
講堂で農地委員会臨時全國代表  
者大会が開かれ本市からも農地  
委員長天王寺谷忠左衛門氏等七  
名が出席、農業委員会法案、農  
地委員会書記の身分保証等の議  
案を討議しました。(経済課)

★ユネスコの講演會  
三月五日午後二時から仏教会  
館で芦屋ユネスコ協働会と市教  
委共催で講演會が開かれまし  
た。まづC I 映画の上映後、国  
会図書館国際業務部長市河泰治  
郎氏の「パリに於ける国際會議  
より歸りて」や文部省曾田事務  
官等の講演があり、終りに「人  
権宣言」の幻灯があつて六時頃  
散會しました。尙市河氏は昨秋  
パリに於ける国際會議に出席さ  
れて、最近帰朝された新知識で  
す。(教委、文化課)

★春は馬に乗つて  
市営園田競馬は三月二日から  
六日間舉行されました。好天気  
に恵まれ成績は上々、ことに特  
筆すべきは二つのレコードを作  
つたことです。その一は總売上  
高、その二は一日売上高につい  
てです。御参考までに次表を御  
覽下さい。(事業課)

★物件を監査して  
(厚生課)  
物件徴収期を目前に控え、第  
二回物件監査を二月二十日、二  
十一日の二日間実施しました結  
果次の通りでした。(税務課)

★申請はすみましたか  
自転車、荷車、リヤカーの所  
有者で未申告者(無鑑札)は三  
月十五日迄に市税務課に届出て  
いたゞき鑑札を交付しました。  
無申告者は市条例第七十一条及  
び第八十条の規定により三万円  
以下の過料を科せられますか  
ら、違反の無い様御願ひ致しま  
す。(税務課)

★物件を監査して  
(厚生課)  
物件徴収期を目前に控え、第  
二回物件監査を二月二十日、二  
十一日の二日間実施しました結  
果次の通りでした。(税務課)

★申請はすみましたか  
自転車、荷車、リヤカーの所  
有者で未申告者(無鑑札)は三  
月十五日迄に市税務課に届出て  
いたゞき鑑札を交付しました。  
無申告者は市条例第七十一条及  
び第八十条の規定により三万円  
以下の過料を科せられますか  
ら、違反の無い様御願ひ致しま  
す。(税務課)

★申請はすみましたか  
自転車、荷車、リヤカーの所  
有者で未申告者(無鑑札)は三  
月十五日迄に市税務課に届出て  
いたゞき鑑札を交付しました。  
無申告者は市条例第七十一条及  
び第八十条の規定により三万円  
以下の過料を科せられますか  
ら、違反の無い様御願ひ致しま  
す。(税務課)

★申請はすみましたか  
自転車、荷車、リヤカーの所  
有者で未申告者(無鑑札)は三  
月十五日迄に市税務課に届出て  
いたゞき鑑札を交付しました。  
無申告者は市条例第七十一条及  
び第八十条の規定により三万円  
以下の過料を科せられますか  
ら、違反の無い様御願ひ致しま  
す。(税務課)

## 【2月】



- 18日 吉川嬢(アジア大会選  
手)壮行会(議事堂)
- 19日 建設委員会。企画委員  
会。健康保険理事会
- 20日 民生経済委員会  
主要食糧供出優良者表  
彰式(議事堂)
- 21日 警察消防委員会。競馬  
委員会。阪神上水道本会議。教委第  
4回臨時會
- 22日 總務文教委員会。企画委員  
会
- 23日 市管住宅申込受付(3月1日  
まで)農地  
委員会臨時全國代表者大会(東京)
- 24日 臨時市會(28日統開)

## 【3月】

- 1日 火災予防運動週間始まる
- 2日 市営園田競馬始まる
- 3日 芦屋國際文化住宅都市建設法公布。總務  
文教委員会
- 4日 第8回マラソン大会。伊勢神宮協賛会
- 5日 ユネスコ講演會(仏教会館)建設委員会
- 6日 警察三周年記念式
- 7日 阪神水道協議會。競輪委員会(東京)
- 8日 社会教育委員会。教育委員会3月定例會
- 9日 阪神水道交渉委員会
- 10日 茶華道協會例會。民生經濟委員会
- 11日 總務文教委員会
- 12日 市會
- 13日 稅務連絡委員会(打出公会堂)
- 14日 阪神水道内示會
- 15日 市會再會
- 16日 特別都市法制定記念式(芦高)

日	発売金額	入場人員
第1日	14,114,100円	5,036人
第2日	13,673,000	4,444
第3日	※ 18,818,600	6,605
第4日	12,040,500	4,067
第5日	10,653,600	3,892
第6日	18,121,500	5,597
計	※ 87,421,300	29,641

(※印がレコード)

昭和二十六年三月十日印刷・昭和二十六年三月二十日發行(毎月一回廿日發行)・發行人 猿丸吉左五門・編集人 西田増蔵・發行所 芦屋市精進町九三芦屋市役所・印刷所 神戸市長田區川西通三丁目八太陽印刷工業株式會社(原價10圓)